理 学 部

評論

第 4 号 1975.12.15

できごと

1975年 1月25日:平場委員会の中間案に対する意見が切り。

2月3日:理学部長選挙予算投票

異, 富田, 長谷川 三教授選

出さる。

2月13日:理学部長選一般投票,過半数 にて冨田教授が哲定候補とな る。

同 日:教授会にて冨田教授健康上の 理由で辞退を申し出,教授会 学部長確定いたらず。

3月12日:理学部長選挙予選投票(再選挙)異,長谷川,溝畑,三教 授選出さる。

3月19日:同上一般投票の結果過半数に て構畑教授選出さる — 教授 会で確定。

3月24日:評議員参考投票行なわる。 田中正,香月,黒岩,加藤幹 太,加治・亀井・永田教授の 順。

同 日:協議会・加藤幹太教授を選出。 教授会で確定。

3月31日:平場委員会の「答申」提出さ

5月15日: 51年度概算要求に琵琶湖古 環境研究施設(10年間の時 限施設)の新設の追加を承認 (理協議会)。

6月 :増員要求委員会の調査報告書 発表(弘報 72 号)

10月 : 平場委員長, 大学院制度改革

:通則および学位規定「改正 案」と管理運営の規程作成の 「方針」を提示, 12月25日 までに部局意見を聴取。

大学院制度の改革

一平場委員会の「改正案」と「方針」の問題点一

まえがき

昨年11月,大学院制度改革に関する「中間案」および、本年三月末の「答申」にひきつづき、平場委員会は、「京都大学通則改正案」、「京都大学学位規程改正案」、および「大学院の管理運営に関する規程作成についての方針」(以下「改正案」および「方針」と略称)の三件を各部局に示し、12月25日を期限として意見を求めている。

われわれは、昨年「中間案」が提示された際に、その問題点と背景について、本評論M3で論評を行ない、また具体的な意見の提出を行なった。今回「改正案」および「方針」が提出されて以降、職組理学部支部教官部会、および助手部会は、合同で討論を行ない、また支部でのシンポジウム等を通じて、検討を行なってきた。

この小論は、大学院の改革が、京都大学の現状に 則して、かつ構成員の意見が正しく反映される形で 進行することを願って、討論の資料として、今まで 教官部会、助手部会等で行なって来た論義の要点な どをまとめたものである。尚、本号には別紙の形で、 「中間案」に対する理学部の「回答」、「答申」、 「方針」および「平場メモ」の要点の抜粋を添付し た。

改正の手続きと平場委員会 の所掌節囲

今回の「通則」および「学位規程」の改正案は、 その内容は別として、現行規程に対して、大学院設 置基準の制定に伴う必要最少限の改正を施すという 意味においては理解できるし、「改正案」の明年度 実施を見指していることも一応うなづける。

ところで「平場メモ」によれば、その全体方針の [2] 項で、「当委員会は制度改革に伴なう規程整 備を行なうことを任務とする特設的なものであり、 それを超えての根本的な大学院運営の方針の決定と 規程の作成は、恒常的な機関である大学院審議会の 仕事とすることが適当と考えた。……」と述べてお り、大学院の管理運営に関する方針の決定と規程の 作成に関する仕事は平場委員会の所挙外とも解せら れる。

しかるに平場委員会では、敢えて「規程作成に関 する方針」をまとめ、「……この種の規程の制定が 新らしい試みであるから、慎重を要すると考えた。」 として、「……一挙に規程の形で学内の意見を尋ね ることをせず、…規程作成に関する方針について意 見を聴いた上で条文化することとした。」(平場メ モ)と説明している。

京都大学には大学院の管理運営に関する包括的な 規程は現存しないから、当然現行規程に対する「改 正案」という形で、新旧対照して提示することはで きない。即ち、全学的に一本化した管理運営規程を 作成することは、京都大学では、新らしくこの種の 規程を作成することに相当するのであり、「各研究 科規程や大学院審議会規程などに分散して存在する ものを集めて一本化し、…通覧し得るのに便利であ る」(平場メモ)、以上に重要な意味をもち、これ が制定された暁には、上位規程として、各研究科の 運営を拘束する要素をもつことになる。

したがって、この種の規程の作成は余程慎重に行なうことが必要である。さもないと、各部局、研究科の特徴ある運営が封殺されたり、現状における矛盾を固定化あるいは激化する恐れもなしとしないからである。

この意味で、まず「方針」について意見を聴き、その上で更に「規程案」について改めて意見を求めるというのが、慎重の名に値するものと言えよう。ところが、不思議なことに「平場メモ」は、「方針はこれを条文化する際再度意見を聴くという重複を避けるため……云々」と称して、今回の意見聴取のみでもって規程作成を押し進めようという姿勢がありありと伺える。管理運営の規程作成は、平場委員会の所掌外であるかのポーズをとりながら、且つ慎

重を期するためと称しながら、本音は"この際一挙 にやってしまおう"というのであろうか。慎重を期 するのなら、明年度実施ということにあまりこだわ らず、"重複をいとわず"「規程案文」についても 再度意見が問われるべきであろう。

Vision なき大学院改革

本評論Manaにおいて、昨年の「中間案」の性格を 評して、 Vision なき大学院改革 Mana で技術論に かくれた研究科分離の理念 Mana等の批判をおこなった が、昨年来の一連の経過から今回の「改正案」およ び「方針」までを含めて、同様の感をまぬがれない。

「京都大学はどのような大学院を目指そうとしているのか」,「現状はどうなのか、どのような矛盾があるのか」,「各部局、研究科間のパラエティはどうか」「学問の状況とてらして、どのような発展が期待されるのか」等々、大学院の現状分析*と将来構想を含めた論議と並行して、管理運営の形態等が全学的に討論されることが必要であろう。(*「大学院が学部に依存してきたためにその発展が阻害された」という程度の分析ではなしに。)

このためにも平場委員会は、三年有余に亘って重ねてこられた検討、分析等の資料を、例えば「京都大学大学院白書」などの冊子として、全学討議のために供すべきと考える。(これはないものねだりであろうか。)

平場委員会から出される文書は、「中間案」の場合も、今回の場合もそうであるが、「本文」も「説明」も極めて簡潔なものが多く、氷山の一角を見ている感をまぬがれない。海面下にかくされている本質をよみとるためには、余程の能力が必要とされるようだ。

管理運営の規程を一本化して制定する場合、各部局、研究科における実情の違いなど、どのように調整できるのかなどの点は極めて重要な問題であるから、当然他部局や研究科の実情についての資料や、更には他大学の資料等も参考にできれば、意見聴取

も極めて実のあるものになろう。

大学院の制度改革はこれで終るわけでもないから、 今後の討論のためにも、平場委員会が、現在までの 検討の内容や、各種の資料等を収録した「京都大学 大学院白書」等の冊子をまとめて、全学の討議に供 せられることを切望する。(実務先行の規程づくり の先に何が待ちうけているのかという疑念をはらす ためにも)

「答申」と「方針」の関係

京都大学においては、各部局や研究科の実態にパラエティが多く、一律的な規程にはなじまない面が多いということは、いままでも幾度か議論されてきた。このような状況を反映して、「答申」の前文第3項には「各研究科、学部附置研究所等の特殊性を尊重して、その特徴を生かした非画一的な運用を認めること。」と明記されている。

この視点からすれば一本化される管理運営の規程 はできるだけ各研究科の実情を包容し得るもので、 且つ、現状での巨大研究科等の運営上の困難の解消 の方策や、教養部等も含めた新らしい発展の可能性 を包容し得るものでなければならない。

大学院の研究,教育において果している助手を含めた若手教員の役割を冷静に直視するとき、部局によっては助手の役割が大きくないということで,全学的に一律に助手を大学院教員から排除したり,また,研究科会議の構成における学部,研究所等の教授優先の規定(教養部等の教授は承認され参加する。助教授や講師は必要と認められた場合にのみ参加が許される。)など,時代に逆行するも甚だしい所であり,大学院の発展を希って、「広く学内からの適任者の参加を…」求めるとした「答申」前文の精神からも大きく逸脱するものと云わざるを得ない。

原則として助手は大学院教員として位置ずけられるべきであるし、研究科会議の構成にあっては、学部、研究所教授の優先をやめ、助教授、講師等も含めた平等な構成権を前提とした上で、巨大研究科等

における運営の工夫や、部局の特徴が生かせるよう な柔軟性をもたせるべきであろう。(次の項で詳 述)

「研究科会議」の性格と構成

答申第4項には、「学問の総合化および今後における学問の発展を考慮して、学部・学科に対応しない研究科・専攻を設置することを認める。」と述べられ、その説明において、「…このような研究科が設置される場合には既存の部局に所属しない教員によって新たに部局が構成され、研究科会議とは別に教授会がおかれることになる。」とある。他方「答申」第2項の説明においては「研究科自体が一つの部局となるのではない。」とされ、研究科会議は、学事を所掌するものと位置づけられている。即ち京都大学においては、研究科会議は管理運営機関である「教授会」ではないとされている。

ところで,「研究科会議」という名称は,不思議 なことに、京都大学では通例の如く用いられている が、博士課程をもつ他の殆んどの国立大学では、こ れに相当するものとして、「研究科委員会」の名称 が用いられている。このことは、昭和48年の大学 設置基準審議会の「大学院および学位制度の改善に ついて」の報告の中でも述べられており、第1/管理 運営の項において、「研究科に、当該研究科に関す る重要事項を審議するために、教授会または委員会 を置くものとする。」に対応している。その項の説 明においては、「現在研究科には、主として当該研 究科に関する教務関係事項を審議するための機関と して、研究科委員会が置かれている例が多いが、研 究科の独立の程度あるいは熊様によっては、教授会 を置くのが適当な場合もあるので、研究科の判断に より教授会又は委員会を置くものとする。」とある。

「答申」では、比較的独立した研究科の場合でも、 教授会を別に置くこととしているので京都大学にお ける研究科会議は、他大学における、又は上記報告 における「研究科委員会」と解される。若しも研究 科の運営機関が「研究科委員」と解されるなら、これの性格や位置づけも、現在われわれが「研究科会議」の名称によって印象づけられている教授優先の性格のものとはかなり異なったものと理解し得る余地がある。

事実、東京大学では、「研究科委員会」は、各専門課程主任、関連部局よりの委員各1名、各専門課程より選ばれた教官若干名等より構成される。いわば代議制の「委員会」であり、教授、助教授、講師は平等の権利をもってこれに参加し得ることを前提としている。東京大学の場合、下部の専門課程会議が基礎になっており、これは教授、助教授、講師によって構成され、専門課程会議における互選によって、その主任が選ばれるとしている。教授が優先的に取扱わる項目は、少くとも規程の条文上は全く認められない。これは「研究科委員会」の理解にとって、極めて興味深い例であり、特に巨大研究科の運営改善の方策として、検討に値する重要な例である。

したがって、京都大学の大学院の「管理運営の規程作成」にあたっても、「研究科会議」(これは、答申の趣旨から云って「研究科委員会」と称する方が適切である。)の構成においては、今後の方向として、東京大学におけるような代議制の研究科委員会も含み得るようなものであることが、理学部あるいは理学研究科の現状に照して望まれるのではなかろうか。少なくとも柔軟に検討されるべきである。

以上の観点からみれば、「学位規程改正案」において、第9条で「…学位授与の決議は教授をもって構成する研究科会議において……」とわざわざ特記し、更に「平場メモ」においては、「方針」に対する説明の第〔5〕項で、「研究科会議に助教授・講師を加えて拡大する場合にも、学位の審査は従来通り教授のみによることにしているので、教授のみの研究科会議で審議決定されることになる。」と御丁寧に、しかもおよそ理由にもならない説明を付しているのをみるとき、平場委員会は、教授権限の温存をその使命としているのかと疑わざるを得ない。

博士課程における研究指導と と課程終了の要件

大学院の設置基準の制定により博士課程後期にあ っては、単位制がなくなり「研究指導」を受けるこ とがクローズアップされ、しかも学位取得が、課程 修了の要件とされているところから、従来の「3年 以上在学し、単位取得」するということそれ自体は 意味をもたなくなり、博士課程に在学することが、 課程修了・学位取得につながらない限り,たとえ研 究指導をうけたとしても意味がなくなるのではなか ろうか。「平場メモ」においては「学習証書」の付 与は「落第証明書」のようなものとして否定的に述 べられているが、各研究科における課程修了博士の 取得状況をみるとき、文科系では、課程修了博士が 殆んど存在せず、したがって、博士課程に在学する こと自体無意味となる風潮をもたらす恐れはないだ ろうか、理学研究科にあってもこの傾向は文科系は どではないにしても無視できないものと思われる。

(教官部会世話人会)

る。

シュミット望遠鏡について

宇物教室では今年の夏の始めから秋にかけて教官が 手わけして近畿一帯にでかけ各地の見晴やら土地の利 用状況を調べてみた。二万五千分の一の地図をつぎ 足して、車で走ったり歩いたりした道路に青線をい れてみると、よく行ったものだと皆さんが感心する 位である。こんなことは天文学に関係がないようで あるけれども実は直結しているのである。

教室には天体物理学の本格的な論文のかけるよう な望遠鏡は一台もない。付属天文台を含めても、太 陽や明るい惑星を観測しようとする場合を除いては 使える望遠鏡はまずないといった方がよい。その理 由は系外銀河や暗い恒星の観測には大望遠鏡が必要 であって、天文学は巨大な経費のいるビッグサイエ ンスに生長してしまい、各地の大学や研究機関でこ のような装置をもつことは不可能となったからであ る。従って観測的研究を主にやってゆこうとする研 究者は日本にたった一台しかない岡山天体物理観測 所の188cm望遠鏡を使わざるをえなくなり、この望 遠鏡に研究者の超過密現象がおこっている。特に微 光天体の観測には月のない暗夜、殊に系外銀河集団 の一番よくみえる4月の新月に希望が集中し、実さ い使える時間の3倍以上もの時間数が申請されてい る。各機関で自主規制した上になされた申請がこの 有様であるので研究者は不平満々である。

教室の大学院生や教官についていうならば、新月付近を希望すれば年間3~4日の観測が許されるのがせい一ぱいであり、月があっても観測可能な恒星の高分散スペクトル観測の場合でも年間1週間から10日の観測が限度であろう。ところがこの期間中前線でも引っかかって、うっとおしい天気がつづくと本年はダメで来年までまてということになる。このような状況下では観測者もおいつめられた心理状況となり、雲があっても望遠鏡をむけるさもしい者も現れたり、又雨がふると、水に関係のある漢字を姓名に含んだパートナーに八つ当りすることもおこ

日本で最も天候が安定した岡山でも観測日数は年間約200日であるので今年の観測は全滅したという話はザラにあり岡山からものうい顔で帰ってくる若手研究者をみるのは全くやりきれない。しかし光学望遠鏡の場合は、たとえ割当てられた期間が3日にすぎないにせよ快晴にめぐまれればまだ少しは研究の進展もありうるし、又この3日間は少くとも大望遠鏡の主人である。ラジオ波領域となると太陽のような強力な電波をだす天体を除いては(太陽が近くにあるにすぎないのだが)観測的研究は殆んど不可能であって、ただわずかに鹿島にある宇宙中継用のパラボラアンテナのあいているときに利用させてもらっているにすぎない。電波領域の研究者は自分たちのことを鉄砲のない兵隊さんと自嘲している。

このような情況下全国共同利の大望遠鏡にばかり 頼っておれないので、観測的研究をすこしでものば すために考えられたのが教室で作られたシュミット 望遠鏡である。この望遠鏡は広い視野と明るさが特 徴であって、主に広い領域での天体のサーベイに使 うのが最も適しているが、特定の天体のくわしい研 究には不向である。しかし研究環境の悪化にともな い教室でこの望遠鏡が計画された本来の目的とはや ゝ異るけれども,補正板(口径 40cm)をはずして 補助光学系をいれて 70 cm 口径の通常の反射望遠鏡 としても使用できるよう改装をほどこしている。勿 論 70 cm はあくまでも 70 cm であって決して 188 cm の代用にはならないけれども、星の光度やスペクト ルの時間的変化の追跡といったような、大望遠鏡で は時間的制約のため全く遂行不可能な仕事や、単に 大望遠鏡使用のための予備的な観測は全部 70 ㎝ に おしこめて、188㎝の大望遠鏡はほんの画竜点睛 的な仕事に限定しようという次第である。

現在シュミット望遠鏡は福知山に設置されているが一応初期の目的は達成された上、ある事情のため 移転せざるえない。移転先についてはシュミット望 遠鏡として使用するときに必要な空の暗さを考慮し、 日本の変りやすい天候からみて、できるだけ安定し た場所をえらびたい。教室といはば親戚関係にある 飛驒天文台におけば、空の暗さや観測者の生活、更 に望遠鏡の保持管理の上からは理想に近いのだが、 この望遠鏡の使用の頻度からみて行くのに半日かか るという歓点がある。それ故生活の本拠が京都にあ る大学院生や教官が夕刻空の晴れぐあいをみてすぐ 行けるよう京都から2時間以内という条件で土地を 物色することにした。実さい京都からバスと電車を 利用して2時間以内でゆけ、生活もしやすく、且つ都市 光で汚染されていない空をもち、四方視界をさえぎ る山のない空地という三重・四重にもしばられた土 地をみつけるのは至難の業である。しかし気象デー ターを調べ多数回のドライブ旅行や警察まがいのき > こみから奈良県のできるだけ南部で、且つ大台山 系にかからない地域が最も適当であるという見当を つけることができた。今夏に始まった教室でのピッ クニックブームと天文学のつながりを説明すれば以 上のようなものである。

(宇宙物理学教室 川口市郎)

編集責任

京都大学職員組合理学部支部

教官部会世話人会

代表 西村奎吾